

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）概要

1 東京都ふぐの取扱い規制条例の一部改正に伴う手数料の廃止

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部改正（4.4.1 一部施行）により、ふぐ加工製品取扱届出に係る制度が廃止されることに伴い、当該届出済票交付及び再交付に係る手数料を廃止する。

2 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）の一部改正に伴う犬の登録手数料の規定改正

動物愛護管理法の一部改正（4.6.1 一部施行）により、所有する犬にマイクロチップを装着した者は、当該犬について環境大臣の登録を受けなければならないこととされ、当該登録を受けた場合には狂犬病予防法で定められた登録の申請があったものとみなされ、当該犬に装着されたマイクロチップは同法で定められた鑑札とみなされることを踏まえ、犬の登録手数料を次のように改正する。

改正案		現行	
事務	名称	事務	名称
狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により当該犬の登録の申請及び鑑札の交付があったものとみなされる場合を除く。）	犬の登録手数料	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録	犬の登録手数料

3 動物愛護管理法の一部改正に伴う手数料の新設

動物愛護管理法の一部改正により、犬からマイクロチップを取り除いた場合、同法第39条の7第5項に基づきその犬の所有者は区長に届け出なければならない、区長は届出を受けた場合同条第6項の規定に基づき鑑札の交付を行うこととなることに伴い、犬の鑑札の交付手数料を次のとおり新設する。

番号	事務	名称	額	徴収時期
43	動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定に基づく犬の鑑札の交付	犬の鑑札の交付手数料	1件につき 1,600円	交付のとき。

4 施行期日

1については本年4月1日、2及び3については同年6月1日